

京都市告示第 103 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 1 月 13 日付けで認可した南里町内会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 21 年 5 月 12 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

変更前	変更後
内海 勉	澤井 房雄

2 代表者の住所

変更前	変更後
京都市伏見区醍醐槇ノ内町 5 1 番地の 4	京都市伏見区醍醐南里町 3 7 番地 2

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)